

令和 7 年度 防災保守第 1 5 号
直流電源装置及び空調設備点検保守委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、直流電源装置及び空調設備点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる点検保守（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 直流電源装置
- (2) 交流無停電電源装置
- (3) 空調機
- (4) 除湿器

（委託期間）

第 2 条 この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結の日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇円を含む。）とする。

2 前項の規定により甲が支払う委託料の支払額の内訳については、次のとおりとする。

	実施期間	金 額
令和 7 年度	5 月から 9 月まで	委託料 金 円
		消費税及び地方消費税額 金 円
		合 計 金 円
	1 0 月から 3 月まで	委託料 金 円
		消費税及び地方消費税額 金 円
		合 計 金 円
令和 8 年度	4 月から 9 月まで	委託料 金 円
		消費税及び地方消費税額 金 円
		合 計 金 円

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※契約保証金を納付させない場合（財務規則第 1 0 1 条第 2 項該当）

（第 4 条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第 5 条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第 7 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第 8 条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書等の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、遅滞なく点検報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

（4）乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第15条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取

り扱うに当たって、別記 2 情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 16 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第 17 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 6 章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。（資料の返還等）

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、委託業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体等によりファイルを庁内に取り入れる場合は、必ずウィルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

(1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策

(2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク

(3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク

(4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても委託業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、委託業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

仕様書

1 適用

この仕様書は、直流電源装置及び空調設備点検保守に適用する。

2 委託場所

別紙1のとおりとする。

3 委託対象機器

別紙2のとおりとする。

4 委託内容

(1) 定期点検

点検内容は別紙3のとおりとし、点検要領は、建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）によるものとする。点検の結果、必要に応じて調整、増し締め、給油、消耗品の交換又は補充、清掃、軽微な補修等、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、性能を維持する。

(2) 臨時点検

乙は、当該設備に障害が発生した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際は、直ちに業務従事者を派遣し、故障等の原因の調査を行うとともに、障害の復旧及び予防処置し、結果を報告すること。

5 点検回数

(1) 定期点検

令和7年度	6ヶ月点検	2回
	12ヶ月点検	1回
令和8年度	6ヶ月点検	1回

(2) 臨時点検

故障・障害等発生時（随時）

重障害および緊急時は休日・夜間対応可とする。

6 業務責任者等

(1) 乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、甲に書面で提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務責任者は、仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務従事者を指揮監督することとする。

(3) 業務責任者は、受託業務の履行監理・運営に必要な知識・技能・経験を有する者とする。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができるものとする。

(4) 業務従事者は、業務の履行に必要な知識・技能・経験を有するものとする。

(5) 乙は、次のいずれかの資格を有する者を1名以上、業務従事者に配置しなければならない。

ア 第一種電気工事士

イ 第二種電気工事士

7 提出書類

- (1) 業務責任者届 (任意様式)
- (2) 業務計画書 (任意様式)

下記事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後 3 週間以内に提出して甲の承認を受けなければならない。

- ア 業務概要
- イ 全体工程表
- ウ 安全・事故防止対策
- エ 連絡体制 (夜間、休日、緊急時含む)
- オ 作業従事者名簿
- カ 点検報告書様式
- キ 測定器一覧

業務計画書の重要な内容を変更する場合は、甲に変更箇所を提出しなければならない。

- (3) 点検報告書 (定期点検及び臨時点検)

点検終了後、下記事項を記載した報告書を作成し、速やかに提出しなければならない。

- ア 点検結果の概要 (総括)
- イ 点検結果による技術的所見
- ウ 点検記録
- エ 現場写真

点検記録については、判定基準値、判定結果を記載すること。

現場写真については、点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は各施設毎とする。交換が必要な箇所や不具合を発見した場合は、その状況が分かる写真や文言等を報告書へ添付すること。

点検報告書は任意様式とする。

- (4) 緊急時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時について、緊急連絡先及び連絡体制表を必要に応じて提出すること。

- (5) 実施工程表

定期点検を実施する 2 週間前までに提出し、承認を得ること。また本業務の実施にあたり、施設利用者に支障を与えないよう実施日時を調整すること。

8 安全等の確保

- (1) 業務の実施に際しては、施設利用者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9 費用の負担

- (1) 乙は、業務に必要な範囲内で、甲の施設及び設備を無償で使用するができる。

- (2) 業務に必要な工具、計測機器、消耗品、材料及び油脂等（以下含む）は、乙の負担とする。なお、計測機器は点検整備・校正を行ったものを使用するものとする。

ランプ類、ヒューズ類、パッキン類、潤滑油、グリス、ウエス等

- (3) 甲の所有する保守用測定器類、保守工具、予備品を使用するときは、甲の承認を受けなければならない。
- (4) 障害発生の場合、乙は甲の連絡により速やかに業務従事者を派遣し、復旧すること。その場合の費用負担については、別表のとおりとする。点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものは契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理が必要なものは別途協議するものとする。
- (5) 修理において甲の負担となる場合は、当該費用の見積書を甲に提出すること。

10 留意事項

- (1) 点検に当たっては、甲の担当職員と緊密な連絡を取り、機器本来の性能を十分発揮できるように務めなければならない。
- (2) 定期点検の作業時間については、平日の午前8時30分から午後5時00分までとし、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ甲に承諾を得なければならない。なお、臨時点検、災害等支援など緊急を要し、甲の担当職員から口頭で要請を受けた場合においては、作業を行うことができるものとする。
- (3) 当該機器は、常時運用状態にあるので、点検保守に際して装置を一時的に停止させる場合には、テレメータの定時観測時間外に行い、また、他の装置の運用に障害とならないように十分に注意し、停止時間を必要最小限度にとどめなければならない。
- (4) 業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする。（※代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。）
- (5) 業務を実施している際に、故障等異常が確認された場合は、速やかに甲に連絡を行い、その指示に従うこと。（軽微なものは除く。）また、復旧作業を行った場合は、速やかにその状況及び措置内容を報告するとともに原因調査を行うものとする。
- (6) 乙は、工事計画や台帳・図面整理等において甲から技術的な協力を求められた場合は、これに応じること。

別表

修理に関する費用負担区分

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）または劣化によるもの	○	
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		○
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの	○	
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの	○	
乙の管理瑕疵によるもの		○
上記以外のもの	甲乙協議による	

「劣化」とは、汚れ、変形、沈下、脱落、割れ、き裂、破損、損傷、焼損、腐食、さび、摩耗、損耗、緩み、詰まり、流体等の漏えい、変色その他これらに類する状態をいう。

委託場所

施設名	所在地
1 県庁	宮崎市橘通東1-9-18
2 串間総合庁舎	串間市大字西方銭亀8970-4
3 日南総合庁舎	日南市大字戸高字宮前84
4 都城総合庁舎	都城市北原町24-21
5 小林総合庁舎	小林市細野367-2
6 高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100
7 西都総合庁舎	西都市大字三宅字下鶴9451
8 高鍋総合庁舎	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須の三3870
9 日向総合庁舎	日向市中町2-14
10 延岡総合庁舎	延岡市愛宕町2-15
11 西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町大字三田井字尾迫原22番地
12 高畑山中継局	串間市大字本城黒仁田国有林2072く林小班
13 鵜戸中継局	日南市大字宮浦5468
14 鰐塚山中継局	宮崎市田野町本田野国有林70ハ林小班
15 大森山中継局	小林市須木柚園国有林51い2林小班
16 吹山中継局	西都市大字南方字鳥の巣183-1
17 畑倉中継局	児湯郡都農町大字川北川北尾鈴国有林1011イ林小班
18 天包山中継局	児湯郡西米良村大字小川字木浦506-3
19 清水岳中継局	東臼杵郡椎葉村大字松尾字松尾国有林251口林小班
20 遠見山中継局	東臼杵郡門川町大字庵川字谷山5548-3
21 速日峰中継局	延岡市北方町早中已第一速日峰国有林122は林小班
22 榊形山中継局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗の谷2100-1
23 鏡山中継局	延岡市須美江町1126-1
24 烏帽子岳中継局	西臼杵郡高千穂町大字向山字大岩の元3474
25 上椎葉中継局	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826-244
26 えびの中継局	えびの市大字末永1489
27 土然ヶ丘中継局	小林市野尻町大字三ヶ野山
28 天ヶ城公園中継局	宮崎市高岡町内山
29 白木八重中継局	児湯郡木城町大字石河内

	施設名	設備名	規格・容量等
1	県庁（防災庁舎10F）	直流電源装置	48V 200A 700Ah（陰極吸収式シール形鉛）
2	串間総合庁舎	直流電源装置 無停電電源装置	48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
3	日南総合庁舎		48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
4	都城総合庁舎		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
5	小林総合庁舎		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
6	高岡土木事務所		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
7	西都土木事務所		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
8	高鍋総合庁舎		48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
9	日向総合庁舎		48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
10	延岡総合庁舎		48V 50A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
11	西臼杵支庁		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
12	高畑山中継局	直流電源装置	48V 60A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
13	鵜戸中継局		48V 70A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
14	鰐塚山中継局		48V 150A 800Ah（陰極吸収式シール形鉛）
15	大森山中継局		48V 90A 800Ah（陰極吸収式シール形鉛）
16	吹山中継局		48V 80A 500Ah（陰極吸収式シール形鉛）
17	畑倉中継局		48V 100A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
18	天包山中継局		48V 90A 500Ah（陰極吸収式シール形鉛）
19	清水岳中継局		48V 100A 700Ah（陰極吸収式シール形鉛）
20	遠見山中継局		48V 110A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
21	速日峰中継局		48V 100A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
22	榊形山中継局		48V 70A 400Ah（陰極吸収式シール形鉛）
23	鏡山中継局		48V 70A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
24	烏帽子岳中継局		48V 75A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
25	上椎葉中継局		48V 75A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
26	えびの中継局		48V 40A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
27	土然ヶ丘中継局		48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
28	天ヶ城公園中継局		48V 10A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
29	白木八重中継局		48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）

委託対象機器（その2）

	施設名	設備機器	規格・容量等	台数
1	県庁（防災庁舎10F）	—		—
2	串間総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） RZZP112CBE	1
3	日南総合庁舎	エアコン	三菱電機（株） PC-CRMP112KM	1
4	都城総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） SZRH112BC	1
5	小林総合庁舎	エアコン	東芝キャリア（株） ACSA11275M	1
6	高岡土木事務所	エアコン	東芝キャリア（株） APAC16021SM	1
7	西都土木事務所	エアコン	三菱電機（株） PUZ-ZRP112KA7	1
8	高鍋総合庁舎	エアコン	東芝キャリア（株） ACRA05685JM4	1
9	日向総合庁舎	エアコン	三菱電機（株） PK-CRP80SKE	2
10	延岡総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） FHP80BA	1
11	西臼杵支庁	エアコン	ダイキン工業（株） SZRH140BF	1
12	高畑山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	2
13	鵜戸山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	1
14	鰐塚山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
15	大森山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） SZRA45BAT	2
16	吹山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
17	畑倉中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	2
18	天包山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
19	清水岳中継局	エアコン	三菱電機（株） PCZ-SRP63SKD	2
20	遠見山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
21	速日峰中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	1
22	桝形山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
23	鏡山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S283ATES-W	2
24	烏帽子岳中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
25	上椎葉中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
26	えびの中継局	—		—
27	土然ヶ丘中継局	エアコン	三菱電機（株） PKZ-ERP63SKF	1
28	天ヶ城公園中継局	エアコン	三菱電機（株） PKZ-ERMP40SKY	1
29	白木八重中継局	—		—

点検内容

機器	区分	項 目	点 検 内 容
(整 流 装 置 ・ 蓄 電 池)	6 か 月 点 検	(1)整流装置の外観点検	表示灯、スイッチ、計器の表示状態、操作機能を確認する。 過熱、損傷・変形・異音・異臭の有無を確認する。
		(2)蓄電池の外観	電槽、ふた各種全体に亀裂、変形などの損傷・漏液・発熱の有無を確認する。 架台、接続板、接続線、端子などの発錆の有無を確認する。 交換時期を確認する。
		(3)浮動充電中の蓄電池総電圧	電圧計で蓄電池総電圧を測定する。 盤面の電圧計で電圧値を読む。
		(4)浮動充電中の各蓄電池	各蓄電池の電圧及び内部抵抗を測定する。
		(5)電圧・電流の測定	交流入力電圧、負荷電流・電圧、直流出力電圧・電流の指示値を確認する。
		(6)清掃	内部外部に塵・埃等の汚れがある場合は清掃を行う。
	1 2 か 月 点 検	(1)絶縁抵抗	主回路、相間の絶縁抵抗を測定する。
		(2)停電試験	自動電源切替、不足電圧継電器の動作、警報動作等を確認する。
小 型 無 停 電 電 源 装 置 (支 部 局 用)	6 か 月 点 検	(1)本体の外観点検	表示画面、ランプの状態を確認する。 変形、損傷、変色、過熱等の有無を確認する。
		(2)蓄電池の外観点検	変形、損傷、亀裂、液漏れの有無等を確認する。
		(3)電源電圧の測定	入力電圧、出力電圧を測定する。
		(4)停電試験	蓄電池運転への切替え、復電時の切替えの動作を確認する。
		(5)警報回路の接点	シーケンス異常の有無を確認する。
		(6)導体接続部のゆるみ	ゆるみ、発熱の有無を確認する。
		(7)清掃	内部外部に塵・埃等の汚れがある場合は清掃を行う。
(室 内 機 ・ 空 調 機 ・ 室 外 機)	6 か 月 点 検	(1)外観点検	固定状況、汚損、損傷、腐食、錆の有無を確認する。 表示ランプを確認する。
		(2)動作確認	風量、温度状況、リモコン動作を確認する。
		(3)冷媒管の点検	
		(4)ガス圧チェック	
		(5)電流の測定	運転電流が定格以下であることを確認する。
		(6)温度確認	室内・室外温度の計測、温度・風量の設定を確認する。
		(7)排水状況確認	ドレン排水状況を確認する。
		(8)清掃	本体、エアフィルタ、ドレン管、室外機周りの清掃を行う
除 湿 器	6 か 月 点 検	(1)外観点検	変形、損傷、腐食、漏水等の有無、表示ランプを確認する。
		(2)動作確認	
		(3)設定確認	湿度、風量の設定確認
		(4)清掃	本体、フィルタ、ドレン管、タンク等の清掃を行う。